

# 監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

令和5年度 定期監査  
(令和6年1月5日公表)

所管課	高齢福祉課
指導事項	<p>○会津若松市つながりづくりポイント事業業務委託について</p> <p>ア 変更契約における問題点について</p> <p>当該業務委託の経費は、ポイントを利用券に交換した市民が当該利用券を協力店で使用した際、協力店から提示された利用券を受託業者が換金する額（以下「換金額」という。）及び事務的経費で構成されている。</p> <p>市は、令和5年3月30日に、契約金額134,203,821円のうち消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額12,200,347円を7,420,802円とし、4,779,545円減額する変更契約を締結したが、契約金額の総額134,203,821円には変更はなかった。</p> <p>この変更契約の主な内容は、当初契約では、換金額も含めた税抜金額に消費税率を乗じ算出される税込総額を委託料とする内容で契約をしたものを、換金額を不課税扱いとして換金額に係る消費税額を減額し、その減じた消費税額相当分を入札時に受託業者が提示した換金額相当分に加えたものである。</p> <p>この減額分を換金額相当分に加えたことについて対面監査では、「令和4年3月8日の入札時に受託業者が利用券換金業務に係る費用として入札内訳書に記載した金額は、あらかじめ換金額相当額の消費税額を減じたものであったことが後日分かった。また、市が示した入札内訳書の様式は結果として疑義が生じるあいまいな表現になってしまった。」という説明があった。このことから契約金額の総額の変更は行わなかったというものである。</p> <p>この変更契約は、入札後に双方が合意し契約を締結した当初契約の約1年後に行われている。当該変更契約の理由が、換金額を消費税不課税とすることであったにもかかわらず、上記のような内容としたことについては、受託業者の入札金額が増額調整されたとも解され、そのような変更契約を締結したことについては、入札の公正性において疑義がある。</p> <p>変更契約の理由のとおり換金額を消費税不課税とするのであれば、当初契約における換金額52,575,000円に係る消費税額5,257,500円の減額のみを行うべきであったかと思料することから、より適正なものとなるよう是正が必要である。</p> <p>イ 当該事業の経済性について</p> <p>当該事業の内容は、市民のボランティア活動や介護予防活動等の実績に基づきポイントを付与し、市民は集めたポイント数に応じて交換した利用券を協力店で使用できるというものである。</p> <p>当該事業に係る委託業務契約は、令和4年度から令和6年度までの複数年契約となっており、受託業者が行う業務内容は、事業の周知、活動者・登録団体の募集・登録、シール・スタンプやポイント手帳の作成・交付、利用券の作成・交付・換金、利用券協力店の公募・登録などである。</p> <p>3年間の契約総額は134,203,821円であり、うち精算方式である換金額を52,575,000円としている。なお、換金額について</p>

	<p>は、年度ごとに精算をする方式であり、その見込額は、令和4年度が8,925,000円、令和5年度が19,350,000円、令和6年度が24,300,000円となっている。</p> <p>換金額実績は、成果指標の一つとして見るができるが、令和4年度の換金額は、845,000円であり、見込額8,925,000円に対する実績は約9.5パーセントと見込みを大きく下回るものであった。</p> <p>契約総額の134,203,821円から換金額52,575,000円を除いた事務的経費の81,628,821円は固定的経費であることを考えれば、費用対効果の面からも、例えば委託料全体を精算方式とすることや、成果と連動させる方式とするなど、一考の余地があると思料する。事務執行にあたり、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという原則を踏まえ、経済性、効率性及び有効性等が発揮されるよう留意されたい。</p>
<p>・ 措置 ※該当するものに○</p>	<p>措置完了 ( ) 方向性が明確化 ( ○ )</p>
<p>措置内容</p>	<p>○会津若松市つながりづくりポイント事業業務委託について</p> <p>ア 変更契約における問題点について 換金額に係る消費税相当額については、ご指摘を踏まえて受託業者と協議を行い、令和6年4月1日付けで換金額に係る消費税相当額を減額する変更契約を締結し、契約金額の総額を129,424,276円に減額しました。</p> <p>イ 当該事業の経済性について 令和6年度においては、さらなる参加者の増加に向け、受託者と月に1回の定期的な打合せを行いながら、費用対効果を高め、わかりやすく、参加しやすい事業となるよう見直しに取り組んでいるところです。 当該年度においては、事業の認知度向上や参加者の利便性向上等のため、以下をはじめとした取組を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ポイント換金率一元化 (1ポイント100円に統一)</li> <li>2) 換券機会の追加</li> <li>3) ポイント管理や登録方法など制度の簡略化</li> <li>4) 中学校へのチラシ・ポスターによる周知</li> <li>5) 協力店舗の増加に向けた受託者による営業活動強化</li> </ol> <p>また、令和7年度に向け、より多くの方に事業へ参加いただくとともに、市民の地域活動参加を促進するため、「支援型」の活動対象となる範囲の拡大について、全庁的に検討を進めているところです。</p> <p>あわせて、これまでにいただいたご指摘や、事業への参加者からの要望に柔軟に対応するため、改めて事業の内容や経費について整理する必要があると考えており、委託から市の直営による事業運営への変更を検討しているところです。</p> <p>引き続き、制度の見直しや参加者の拡大に向けた取組を進め、事業の経済性、効率性及び有効性等を高めてまいります。</p>

令和5年度 定期監査  
 (令和6年1月5日公表)

所管課	まちづくり整備課
所見	<p>○都市公園事業特定計画調査業務委託について</p> <p>当該業務委託は、当初契約において、国庫補助事業である公園事業特定計画調査事業を活用し、住民の意向や都市公園の整備に伴う官民連携の可能性等の調査関係用務や「会津若松市緑の基本計画」の策定などを業務内容とし、履行期間は令和4年6月20日から令和5年3月27日までであり、契約額は13,750,000円であった。</p> <p>その後、令和5年3月14日付けで樹木台帳の電子化及び二酸化炭素吸収量の可視化業務を追加し、6,261,200円を増額する変更契約の締結を行ったものである。</p> <p>当該変更契約後の履行期限は、令和5年3月27日までであり当初契約と変更がなかったことから、令和5年3月14日に追加した業務が短期間で履行できたのかを確認したところ、令和4年11月18日に業者と協議の上、協議書により変更業務の増工を指示していたとのことであった。</p> <p>新たな業務を追加し、大幅な増額を伴う仕様書の変更であれば、遅滞なく変更契約を締結し、追加業務に見合う履行期間を設定し着手させるべきであり、一連の契約事務の過程は、適正ではなかったと思料する。</p> <p>契約事務は、地方自治法その他関係法令等に基づき、競争性、透明性、公平性の確保に留意しつつ、適正かつ遅滞なく執行することを原則としている。今後においてはより適正な事務の執行に努められたい。</p>
・ 措置 ※該当するものに○	措置完了 ( ) 方向性が明確化 ( ○ )
措置内容	今後の業務委託に係る契約事務におきましては、地方自治法その他関係法令等に基づき、競争性、透明性、公平性の確保に留意しつつ、適正かつ遅滞なく執行することに努めてまいります。

所管課	スポーツ推進課
指導事項	<p>○鶴ヶ城ハーフマラソン大会実行委員会負担金について</p> <p>ア 実行委員会における財務事務について</p> <p>所管課からの提出書類を確認したところ、鶴ヶ城ハーフマラソン大会については、第34回大会事業計画に記された大会の趣旨に沿って実施されており、事業目的は一定程度達成されたものと解される。また、市負担金5,000,000円についても、会津若松市負担金の取扱いに関する要綱に沿って交付されており、交付手続上の問題は見受けられなかった。</p> <p>しかしながら、実行委員会の会計について、実行委員会会則第17条第2項に「本会の会計規則は、会長が別に定めるほか、会津若松市財務規則を準用する。」との規定があるにもかかわらず、今回提出された資料を見ると、規定とは異なる取扱いが随所で行われており、契約及び出納などの財務事務が適正に行われていたとは言い難い事案が散見された。</p> <p>なお、実行委員会における事務局については、スポーツ推進課内に設置されており、スポーツ推進課長を事務局長として、当該事務局において財務事務を執り行っている。</p> <p>イ 財務事務の主な問題点について</p> <p>① 一定ではない会計期間</p> <p>会計期間が大会ごとに一定ではなかったことから、事務局に会計期間の考え方を確認したところ、これまでの「慣例」により、前回大会の監査日から今回大会の監査日までを会計期間としていたとのことであった。</p> <p>会計の基本となる会計期間の基準日を任意の日とし、始期・終期及び期間日数をその都度変動することは、会計の安定性を損なってきたと思料する。</p> <p>② 契約書のない業務の発注</p> <p>実行委員会が第三者に発注した請負業務のうち、シャトルバス運行業務（支出額1,430,000円）、会場内設営業務（支出額1,682,000円）及び会場外設営業務（支出額1,340,680円）について、相手方と契約書を取り交わすことなく業務を発注し、業務の終了後にその対価を支払っていた。</p> <p>このことについて説明を求めたところ、事務局からは、過去大会において「実績」のある業者であったことからその者に請け負わせたとの回答があった。</p> <p>契約書を作成することは、発注者及び受注者双方の権利義務を明らかにし、発注者が求める役務の具体的な内容や受注者への支払方法等を互いに文書で確認する行為である。特に100万円を超えるような多額のものについては、トラブルの防止のためにも必要不可欠である。当該事務における履行確認やそれに基づく支出が適正であったのか不明瞭である。</p> <p>③ 一者随意契約の常態化</p> <p>実行委員会では、各種物品の購入や役務の提供を求める際に、入札や見積合せといった手法に拠らず、一者随意契約で行っているものが多く、また意思決定書類がないものもあった。</p> <p>事務局によれば、これまでの「慣例」により業者を選定してきたとのことだが、一者随意契約の常態化は、会則に反していると言わざるを得ない。</p>



・職務並びに専決及び代決を規定するとともに、起案用紙をはじめ、支出負担行為票等の文書の取扱いを定め、事務局の組織及び運営並びに会計に関し、必要な事項を定めた。（事務局規程の制定）

2. 契約事務の適正化を図り、金額に応じて見積合わせ等を実施し、契約書または請書を取り交わし業務を発注した。また、業務履行確認においては、完了届の提出を求めるとともに、業務履行内容について、現地確認またはヒアリング等を行い、履行確認の徹底を図った。

3. 郵券受払簿及び備品台帳を整備し、適正な財産管理を行った。

4. 税理士との顧問契約を締結し、課税事業者として消費税の納入にかかる税務書類の作成を依頼するとともに、税務をはじめ、適正な会計管理体制とした。（契約締結日 令和6年4月1日）

所管課	税務課																
所見	<p>○路線価算定業務委託について</p> <p>当該業務委託は、令和6年度の評価替えに向けて、路線価算定の基礎データの作成及び修正並びに路線価の算出を令和3年度から令和5年度までの3年間で順次行う業務の2年目に当たるものである。履行期間は令和4年4月25日から令和5年3月31日までであり、契約代金額は25,828,000円、業者選定手法は一者随意契約である。</p> <p>この契約における随意契約の理由は、当該業務委託は令和3年度（1年目）に実施した業務と密接に関連するものであり、当該業者ではなく他の業者が引き継ぐ場合は、電算処理システムが業者間で違うため、新たにデータ変換に伴う費用や期間を要し、またトラブルに対するの検証期間が必要となるほか、路線価の算定根拠にも一貫性がなくなり、課税庁としての説明責任を果たすことが難しいとしている。</p> <p>つまりは、実質的には初年度に落札した業者以外の者には当該委託業務が受託できないということである。</p> <p>当該委託業務を含む令和6年度評価替えに係る一連の路線価算定業務は、令和3年度から令和5年度までの3年間で路線価算定の基礎データの作成及び修正並びに路線価の算出を行うものであり、3年間をとおして一つの業務目的を達成するためのものである。このような業務内容であるならば1年目のみの業務内容に係る価格競争をするのではなく、3年分まとめて価格競争に付すことは、公正性、経済性の面から有効である。</p> <p>このことから、当該業務は3年間の複数年契約を締結すべき業務であると思料するものであり、次の契約を行おうとする場合には、他自治体における同様の業務に係る契約手法も参考に、複数年契約の検討を行われたい。</p> <p>(参考) 令和3年度～令和5年度業務委託内容 ※業務名は全て路線価算定業務委託</p> <table border="1" data-bbox="450 1303 1385 1541"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約額</th> <th>契約手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6,600,000円</td> <td>指名競争入札</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>25,828,000円</td> <td>一者随意契約</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>8,360,000円</td> <td>一者随意契約</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40,788,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	契約額	契約手法	令和3年度	6,600,000円	指名競争入札	令和4年度	25,828,000円	一者随意契約	令和5年度	8,360,000円	一者随意契約	合計	40,788,000円	
年度	契約額	契約手法															
令和3年度	6,600,000円	指名競争入札															
令和4年度	25,828,000円	一者随意契約															
令和5年度	8,360,000円	一者随意契約															
合計	40,788,000円																
・ 措置 ※該当するものに○	措置完了 ( ○ )      方向性が明確化 (      )																
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年6月定例会議にて債務負担行為を追加補正</li> <li>令和6年7月16日、複数年契約により指名競争入札を執行 &lt;契約期間&gt; 令和6年7月16日から令和9年3月31日 &lt;契約金額&gt; 41,800,000円</li> </ul>																